

計量器の定期検査の実施について

問 企画調整課 商工振興係
☎476-1111(228)

本年度は計量法の規定により義務付けされた定期検査の年となっています。県計量検定所による検査が下記のとおり実施されますので、該当される方は必ず受検されるようお知らせします。

【対象】

業務用（取引用または証明用）を利用されている計量器を所持されている方

【検査場所及び日時】

野方農村環境改善センター 7月30日（木） 14:30～15:30
大崎町中央公民館 7月31日（金） 9:00～12:00

【検査料】

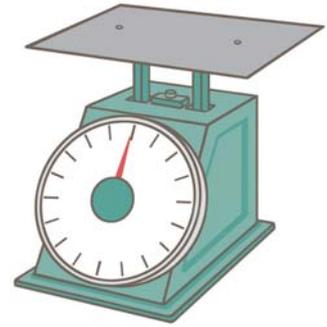
1台あたり約300円～3,700円（ひょう量基準により異なります。）

【持参するもの】

計量器、検査手数料、印鑑

【所在場所検査】

大型はかり・精密機器など運搬が著しく困難な場合には所在地において県の検査を受けられますので、希望される方は役場企画調整課商工振興係までお知らせください。ただし、この場合、検査料とは別に検査員の旅費などの経費が掛かります。



ウミガメの産卵時期です

問 企画調整課 広報観光係
☎476-1111(226)

本町の海岸では、5月中旬から8月中旬にかけてアカウミガメの産卵する姿が見られ、7月下旬から9月中旬までふ化した子ガメが海に向かう姿が見られます。

鹿児島県では、ウミガメを守るため『鹿児島県ウミガメ保護条例』を制定し、県内全域の海岸で許可なくウミガメを捕獲したり、卵を採取したりすることを禁止しています。（罰則もあります）

本町では、2名のウミガメ保護監視員の方にご協力をいただき保護にあたっています。

ウミガメは、上陸から産卵までの間、非常に警戒心が強く、光や人の気配を感じると卵を産まずに海に戻ることがあります。また、人の利用が増えて砂が踏み固められると、卵がふ化できず、ふ化した子ガメが砂の中から出られなくなりますので、下記の点に注意してください。

- ・上陸中、穴掘り中や産卵中のカメにむやみに近づいたり、光をあてたりしないようにしましょう。
- ・暗くなったら浜では騒がないようにしましょう。
- ・ごみは、持ち帰りましょう。
- ・砂浜への車の乗り入れはやめ、波打ち際をむやみに歩き回らないようにしましょう。
- ・海岸でライトやマッチをむやみにつけたりせず、タバコも吸わないようにしましょう。